

地域再生基本方針の一部変更について

〔令和元年 月 日〕
閣議決定案

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

1の1）中「環境未来都市」の下に「、SDGs未来都市」を加える。

2の3）中「形成を推進し」を「形成を推進するとともに、居住者の高齢化等の課題を抱える住宅団地について、住民の就業・交流の場等の多様な機能を導入し、多世代共生型のまちの形成を推進することにより」に改め、「雇用創出・所得確保を図っていく」の下に「。加えて、移住者による空き家や農地の取得を支援するなど、移住先の魅力ある環境の整備を進めることにより、農村地域等への移住を促進する」を加え、同4）中「PFI制度等」を「PPP／PFI」に改め、同5）の題名を次のように改める。

5） 構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市等との連携

2の5）中「配慮する」の下に「。また、地域における多様な課題に対応した取組により持続可能な地域再生を実現していく上では、持続可能な開発目標（SDGs）を活用し、経済、社会及び環境の統合的向上などを図ることも有効である」を、「環境未来都市」の下に「、SDGs未来都市」を加える。

5の3）①ロ中「5）⑭、⑮及び⑯」を「5）⑰、⑱及び⑲」に改め、同5）⑫ロ b. 中「住宅をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同 c. 中「福祉サービスをいう」の下に「。以下同じ」を加え、同⑲を同⑳とし、同⑱を同㉑とし、同⑰を同㉒とし、同⑯中「第17条の41」を「第17条の63」に、「第5条第4項第14号」を「第5条第4項第17号」に改め、同⑯を同⑲とし、同⑮中「第17条の40」を「第17条の62」に、「第5条第4項第13号」を「第5条第4項第16号」に改め、同⑮を同⑱とし、同⑭中「第17条の39」を「第17条の61」に、「第5条第4項第12号」を「第5条第4項第15号」に改め、同⑭を同⑰とし、同⑬イ中「第17条の36第1項」を「第17条の57第1項」に改め、同ロ中「第17条の37第1項」を「第17条の58第1項」に改め、同ハ中「第17条の38」を「第17条の59」に改め、同⑬を同⑮とし、同⑮の次に次のように加える。

⑯ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

法第17条の60により、株式会社民間資金等活用事業推進機構は、民間資金等

の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に規定する業務のほか、認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業（地方公共団体が所有し、又は管理する土地又は施設の有効活用を図る事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもののうち、当該地方公共団体の長が管理者となる公共施設等の整備を伴うもの）を行う場合において、当該認定地方公共団体の依頼に応じて、次に掲げる業務を営むことができることとする。

- イ 当該認定地方公共団体に対する専門家の派遣
- ロ 当該認定地方公共団体に対する助言
- ハ イ及びロに掲げる業務に附帯する業務

5の5) ⑫の次に次のように加える。

⑬ 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例

イ 認定市町村は、法第17条の36により、都道府県知事等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている地域住宅団地再生事業（地域住宅団地再生区域において、当該区域の住民の共同の福祉又は利便の向上を図るために行う事業をいう。以下同じ。）の実施に関する計画（以下「地域住宅団地再生事業計画」という。）を作成することができる。

当該地域住宅団地再生事業計画には、地域住宅団地再生区域の区域を記載するものとする。当該地域住宅団地再生区域の区域は、自然的経済的社会的条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる、住宅の需要に応ずるため一体的に開発された相当数の住宅の存する一団の土地及びその周辺の区域であって、当該区域における人口の減少又は少子高齢化の進展に対応した都市機能の維持又は増進及び良好な居住環境の確保を図ることが適当と認められる区域として認定市町村が定める区域を記載する。

ロ このほか、地域住宅団地再生事業計画には、おおむね a. から g. までに掲げる事項を記載するものとする。

- a. 地域住宅団地再生区域における住宅団地再生の方向性その他の地域住宅団地再生事業に関する基本的な方針を記載する。
- b. 地域住宅団地再生区域において住宅団地再生を図るために整備すべき医療施設、福祉施設、商業施設その他の当該区域の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設を記載するとともに、これらの施設を整備するための施策として、必要な土地の確保、費用の補助等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
- c. 地域住宅団地再生区域において整備すべき高齢者向け住宅を記載するとともに、当該高齢者向け住宅を整備するための施策として、必要な土地の確保、費用の補助等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

- d. 地域住宅団地再生区域において提供すべき介護サービスを記載するとともに、当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - e. 地域住宅団地再生区域において公共交通機関の利用者の利便の増進を図るために認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - f. 地域住宅団地再生区域において貨物の運送の共同化その他の貨物の運送の合理化を図るために認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - g. a. から f. までに掲げる事項のほか、認定市町村が地域住宅団地再生事業の実施のために必要と認める事項を記載する。
- ハ 認定市町村は、イ及びロに掲げる事項のほか、法第17条の36第4項各号に掲げる事項を地域住宅団地再生事業計画に記載することができる。当該事項のうち、国土交通大臣や都道府県知事の権限に係るものについて、その同意を得て地域住宅団地再生事業計画に記載したときは、法第17条の37から第17条の41まで、第17条の45及び第17条の48から第17条の50までにより、以下の特例を適用することとする。
- a. 国土交通大臣の同意を得て住宅団地再生建築物整備事業（住居専用地域内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。以下同じ。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日以後は、特定行政庁は、当該計画に記載された当該事業に係る基本的な方針に適合すると認める場合に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の手続を経た上で、同条第1項から第4項までの規定のただし書に基づく許可を行うことができることとする。

また、国土交通大臣の同意を得て特別用途地区住宅団地再生建築物整備事業（特別用途地区内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。）又は地区計画等住宅団地再生建築物整備事業（地区計画等の区域内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日、それぞれ建築基準法第49条第2項又は第68条の2第5項の承認があったものとみなす。
 - b. 公告及び縦覧等の手続を経て都市計画住宅団地再生建築物等整備事業（市町村が定める都市計画の決定又は変更をすることにより、住宅団地再生を図るために必要な建築物その他の施設の整備を促進する事業をいう。以下同じ。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日、当該都市計画住宅団地再生建築物等整備事業に係る都市計画の決定又は変更がされたものとみなす。
 - c. 有料老人ホームを整備する事業に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該有料老人ホームに関する老人福祉法第29条第1項の規定による届出については、その設置の日から一月

以内に、都道府県知事等に届け出ることをもって足りることとし、当該届出については、市町村長を経由してすることができるものとする。

- d. 都道府県知事の同意を得て居宅サービス事業又は介護予防サービス事業に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日に、これらの事業の実施主体に関し、それぞれ介護保険法第41条第1項本文又は同法第53条第1項本文の指定があったものとみなす。

同様に、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業又は第一号事業に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日に、これらの事業の実施主体に関し、それぞれ同法第42条の2第1項本文、同法第54条の2第1項本文又は同法第115条の45の3第1項の指定があったものとみなす。

- e. 地域住宅団地再生事業計画に住宅団地再生道路運送利便増進事業に関する必要事項が記載されている場合において、当該事業の実施主体が当該事業を実施するための計画（住宅団地再生道路運送利便増進実施計画）を作成し、国土交通大臣の認定を受けたときは、道路運送法の規定により許認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

- f. 地域住宅団地再生事業計画に住宅団地再生貨物運送共同化事業に関する必要事項が記載されている場合において、当該事業の実施主体が当該事業を実施するための計画（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画）を作成し、国土交通大臣の認定を受けたときは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定により登録若しくは許認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

- ニ 独立行政法人都市再生機構は、認定市町村からの委託に基づき、地域住宅団地再生事業計画の作成又は地域住宅団地再生事業の実施に必要な調査、調整及び技術の提供の業務であって、ロ b. の施設又は同 c. の高齢者向け住宅の整備に係るものを行うことができることとする。

⑭ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例

- イ 認定市町村は、法第17条の54により、都道府県知事、農業委員会等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている既存住宅活用農村地域等移住促進事業（農村地域等移住促進区域において、農村地域等移住者（当該農村地域等移住促進区域に移住する者をいう。以下同じ。）に対して当該農村地域等移住促進区域内における既存住宅の取得等及び農地又は採草放牧地についての権利の取得を支援することにより当該農村地域等移住促進区域への移住の促進を図るために行う事業をいう。以下同じ。）の実施に関する計画（以下「既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画」という。）を作成することができる。

当該計画には、農村地域等移住促進区域の区域、農村地域等移住者による

当該区域内における既存住宅の取得等を支援するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項、農村地域等移住者による付随農地等（農村地域等移住促進区域内の既存の住宅に付随する農地若しくは採草放牧地又は就農のために必要な農地若しくは採草放牧地をいう。以下同じ。）についての農地法第3条第1項本文に掲げる権利の取得を支援するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項等を記載するものとする。

ロ 国の行政機関の長又は都道府県知事は、既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に記載された農村地域等移住促進区域内における農村地域等移住者による既存住宅の取得等のため、都市計画法等の規定による許可等の処分を求められたときは、当該既存住宅の取得等の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

ハ 認定市町村は、イに掲げる事項のほか、農業委員会の同意を得て、農地法第3条第2項第5号に規定する面積の特例を定めることにより農村地域等移住者による付随農地等についての同条第1項本文に掲げる権利の取得を特に促進する必要がある区域（以下「特定区域」という。）及び当該特定区域における付随農地等について同号に規定する面積に代えて適用すべき特別の面積（以下「特例面積」という。）を記載することができることとし、これらの事項が記載された既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画が公表されたときは、農村地域等移住者が当該特定区域内の付随農地等について同項本文に掲げる権利を取得しようとする場合における同条の規定の適用については、当該特例面積を適用することとする。

別表を別紙のように改める。

附 則

この閣議決定は、地域再生法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

別紙

施策名	施策概要	府省庁名	地域再生計画と連動する方法										プログラム分類					特定政策課題のテーマ分類				
			支援要件	特別支援	優先採択	その他	雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	健康まちづくり	郊外回帰再生	中山間地域	6次産業化	再生可能なエネルギー			
生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業について、協議会での協議を経て生涯活躍のまち形成事業計画を作成し、都道府県知事等の同意を得たときは、事業の実施に必要な介護事業者の指定等、事業者による手続の簡素化の特例措置を講ずる。	内閣府 厚生労働省	◎					◎	◎		◎	◎		◎								
地域住宅団地再生事業計画に基づく特例	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された地域住宅団地再生事業について、協議会での協議を経て地域住宅団地再生事業計画を作成し、国土交通大臣等の同意を得て公表したときは、当該地域住宅団地再生事業計画に記載された建築物の整備方針に適合することをもって建築物の建築等を許可することが可能となる等の特例措置を講ずる。	内閣府 厚生労働省 国土交通省	◎					◎	◎		◎				◎							
既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された既存住宅活用農村地域等移住促進事業について、協議会での協議を経て既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を作成し、農業委員会の同意を得て公表したときは、一定の区域について農業委員会の公示によらずに、移住者が農地の権利を取得する場合における下限面積を引き下げることが可能となる等、手続の円滑化の特例措置を講ずる。	内閣府 農林水産省 国土交通省	◎					◎	◎		◎				◎							
地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例	農林水産業の6次産業化に資する施設の整備が図られるよう、地域農林水産業振興施設を整備する事業を定めた地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた市町村が、協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について、農地転用許可、農用地区域の変更基準等の特例措置を講ずることとする。	農林水産省	◎								◎					◎	◎					
株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例	認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業を行う場合において、株式会社民間資金等活用事業推進機構が、当該認定地方公共団体の依頼に応じて、当該認定地方公共団体に対する専門家の派遣、助言等の業務を営むことができることとする。	内閣府	◎						◎		◎	◎			◎	◎			◎			
構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例	地方公共団体が複数の計画を一体的に作成しやすくなることにも、事務負担の軽減を図るため、地域再生計画に構造改革特別区域法、中心市街地活性化法又は地域経済牽引事業促進法の事業に関する事項を記載して申請した場合、地域再生計画の認定を受けたときは、上記の各法律に基づく計画の認定等があったものとみなす。	内閣府 経済産業省	◎								◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			
補助対象施設の有効活用	補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第18条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱い、転用を認めることとする。用途や譲渡先について差別的な取り扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。	全府省庁	◎										◎	◎	◎	◎						
地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業	地域における様々な課題解決のための実践的な活動に関する先進事例の収集・分析・提供やアドバイザー派遣等による総合的な支援を行う。なお、アドバイザー派遣の選定に当たっては、地域再生計画の認定を受けているものについては、一定の配慮を行う。	内閣府								◎		◎			◎	◎	◎	◎				
中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。	経済産業省 金融庁	◎								◎											
公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	既存の公共施設を地域活性化事業が目的とする地域の活性化を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業債の対象とする。	総務省	◎											◎								
ふるさと融資の限度額拡大	地方公共団体が(財)地域総合整備財団の支援を得て、地域振興に資する民間事業活動を対象として行うふるさと融資について、「地域再生支援利子補給金」又は「特定地域再生支援利子補給金」の支援措置を活用した地域再生計画の認定を受けた地域に対しては、一般の地域よりも有利な融資限度額を適用する。	総務省		◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
過疎地域等自立活性化推進交付金	過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業を行う過疎地域等自立活性化推進事業、過疎地域の集落再編を図るための過疎地域集落再編整備事業、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備を行う過疎地域遊休施設再整備事業及び集落の継続的な維持・活性化を図るための過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業について、その経費の全部又は一部を交付する。	総務省								◎	◎	◎				◎	◎					

施策名	施策概要	府省庁名	地域再生計画と連動する方法											プログラム分類					特定政策課題のテーマ分類						
			支援要件	特別支援	優先採択	その他	雇用再生	つながり	再チャレンジ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	健康まちづくり	郊外回帰再生	中山間地域	6次産業化	再生可能エネルギー						
地域公共交通確保維持改善事業	多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。	国土交通省			◎							◎			◎		◎	◎	◎						
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成を推進するため、市町村・NPO等が行う既存施設を活用した生活機能等の再編・集約に係る事業について支援を行う。	国土交通省			◎											◎			◎						
生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定	認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業の実施に当たり、認定市町村が作成する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、サービス付き高齢者向け住宅の入居者についての要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象とする。	国土交通省 厚生労働省			◎			◎	◎								◎	◎							